

山梨県における母子保健事業の効率的実施にむけての 体制整備について

北島智子 望月幸子 苗村久美子

要 約：

山梨県では、三歳児健康診査や母子の学級活動等、住民に身近な基本的サービスは市町村が主体となった実施体制が推進されてきた。特に、三歳児健康診査は、昭和48年から市町村に委託し、平成8年度は、64市町村中61市町村が受託実施している状況にあり妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健の健康管理体制が定着している。

こうした中で、平成9年度からの母子保健事業においては、比較的スムーズに市町村への移譲が行われると思われるため、市町村での効果的な事業実施に向けた体制整備の一貫として保健所にどのような機能が必要であるか等、本県における対策について平成6年から検討を進めてきた。

（平成6年度）

- ・市町村母子保健事業を効果的に推進するための体制整備の一貫として、保健所にどのような機能を整備すべきかを検討し、次の①～③を事業化した。
 - ①障害や慢性疾患をもつ子供等の専門的総合的相談
 - ②母子保健関係者による連絡会議と研修
 - ③情報提供サービス

（平成7年度）

- ・移譲後の市町村事業の予定を調査するとともに、これに伴う課題についてを検討。この調査により、基本的な母子保健事業は、既に市町村実施が定着していることが確認された。課題としては、次の①～④があげられた。
 - ①基盤整備（マンパワーの確保、活動拠点、事務処理、予算 等）
 - ②事後フォローシステムの確立
 - ③市町村母子保健計画と情報管理
 - ④保健所機能の整備強化 等

上記2か年の検討結果を踏まえ、今年度は、本県の母子保健事業の効率的実施に向けての体制整備について検討を行った。

見出し語： 保健所と市町村の役割分担、保健所の機能、体制整備、関係機関との連携

研究目的：

これまでの検討結果を踏まえ、現行事業の評価を行うとともに、母子保健事業に関する保健所機能の整備強化について、具体的な事業の構築を検討する。

研究方法：

母子保健事業の市町村移譲に伴う保健所の機能強化を図るための、具体的な事業を構築するべく、山梨県地域保健推進基本方針に基づく検討を、本庁・保健所等関係者による作業班を設置して行った。

結 果：

I 作業班の位置付け等

作業班は、山梨県地域保健推進基本方針に基づき、厚生省事業の動向等に留意し、保健所の機能強化を図るための具体的な事業の構築を目的とした。

II 検 討 内 容

1. 広域的・技術的機能の強化、専門的母子保健サービスについての検討

①事 業 内 容

- ・未熟児・慢性疾患児等に対する総合的相談支援
- ・心身障害児の療育相談
- ・発達遅滞等の療育ネットワークづくり
- ・特別乳幼児、アトピー性皮膚炎相談等の専門相談
- ・母子保健連絡調整会議（思春期保健を含む）等広域的な調整
- ・生涯を通じた女性の健康支援事業等新規事業について
- ・地域ボランティア（母子保健地域

組織）の育成

2. 市町村支援について

- ①市町村母子保健事業の支援、支援方法
 - ・市町村母子保健事業の分析評価
- ②マンパワーの確保・育成

3. 調査・研究機能について

4. 情報の収集・整理及び提供

III 検 討 作 業 の 手 順

1. 現行事業の見直し（評価・検討）

平成9年度の地域保健法の全面施行を機に、市町村から期待される保健所としての体制をどう整備すべきかを基本的論点として作業をすすめた。

2. 見直し作業上の留意点

- ①企画調整：各種会議の統廃合と新たな連携の方法
- ②情報化：行政情報ネットワークの活用、既存システムとの整合性
- ③研究機能：研究課題と成果の共有化
- ④権限移譲：県→保健所→市町村

3. 新規母子保健事業の構築 等

- ・厚生省事業の動向等に留意しながら現行事業の拡大・縮小・移譲・廃止組織改変、新規事業の構築を検討

IV 検 討 結 果

[業務名] 母子保健連絡調整会議
(方向) 組替え

- (課題) ・他の母子保健関係会議との整合性、効率性
 ・広域的、技術的、専門的機能を担う保健所における母子保健推進の認識確認
 ・福祉、教育部門等との実質的連携
- (具体策) ・母子保健推進会議に組織改変し、地域保健医療推進委員会*の下部組織として位置づける
 ・本会議の中に、必要な時に随時関係者会議が持てるようにする
 ・母子保健情報の収集・解析等を行う、常設のワーキンググループを設ける
- (特記事項) ・保健、医療、福祉、教育等の関係者の参画
 ・実務レベルの集合

*:従来の「保健所運営協議会」「地区保健医療推進委員会」「健康づくり保健事業協議会」を統合し、管内の保健・医療行政を総合的に推進することを目的として設置した。

- [事業名] 母子保健ライブラリー
 (方向) 拡大
 (課題) ・県下1ヶ所では不十分
 ・保健所全体の情報部門の機能強化が必要
 (特記事項) ・保健所全体の情報センター機能の強化が必要
 ・各種メディア、情報提供等の充実を図る

[事業名] 未熟児・慢性疾患児トータルケア推進事業

- (方向) 組替え
 (課題) ・対象児及び家族への個別の継続支援の充実
 ・市町村では実施困難な、より専門的な内容と体制整備
 (具体策) ・乳幼児トータルケア推進事業に組替え
 ・対象を未熟児・慢性疾患児から、いじめ・虐待等の問題を持つ乳幼児を含めて拡大
 (特記事項) ・福祉、教育関係者等関係機関の連携強化

[事業名] アトピー性皮膚炎生活指導事業

- (方向) 現状維持
 (課題) ・生活指導を中心とした業務であるため、多様な対応が必要
 (具体策) ・すこやか出生相談(遺伝相談)、アトピー性皮膚炎生活指導を「専門相談事業」として充実する
 (特記事項) ・専門医、保健婦、教育関係者心理カウンセラー等の確保

[事業名] 特別乳幼児健康相談

- (方向) 組替え
 (課題) ・専門医(小児神経)、心理相談員、言語療法士、P.T、O.Tの確保
 (具体策) ・母と子のふれあい教室と合わせて「乳幼児すこやかトレーニング事業」として拡大
 (特記事項) ・小児神経科医師、心理相談員栄養士、ケースワーカー、福祉関係者、教育関係者の確保
 ・連携

- [事業名] 母と子のふれあい教室
 (方向) 一部市町村へ移譲、組替え
 (課題) ・専門スタッフの確保
 ・目標設定、改善の評価等についての研修を要する
 ・母と子のふれあいの場づくり、遊びの教室等類似事業が市町村で実施されはじめている
 ・子育ては環境と密接な関連を有する問題のため、関係機関との連携が不可欠
 (具体策) ・特別乳幼児健康相談と合わせて「乳幼児すこやかトレーニング事業」として新規に組み立てる
 ・遊びを中心とする事業は市町村事業とする
 (特記事項) ・保母等民生サイド(保育部門)との連携

- [事業名] 母子保健地域組織の育成
 (方向) 現状維持
 (課題) ・地域母子保健活動と自主組織活動の在り方について、長期的な学習と協議が必要
 (具体策) ・自主組織の在り方等についての研修会の開催
 ・県、保健所、市町村の役割分担の明確化
 ・組織育成の基本論、具体的支援についての指導、教育
 (特記事項) ・事務局業務の縮小
 ・自主組織として自主運営を促進していく

- [事業名] 未熟児訪問指導
 (方向) 現状維持
 (課題) ・市町村母子保健事業の一貫管理
 (具体策) ・乳幼児トータルケア推進事業に位置付け、専門スタッフとの連携、必要に応じて処遇検討・家族のつどい等を活用するとともに、フォロー体制の機能を活かす
 (特記事項) ・市町村との業務連携
 ・未熟児訪問指導基準

- [事業名] 妊婦・乳児健康診査、B型肝炎母子感染予防事業
 (方向) 移譲
 (課題) ・現状の事業レベルを低下させないための指導、援助
 ・移譲に伴う事務の効率的推進
 (具体策) ・保健所は補助金事務を取り扱う中で、管内・県下の受診状況等を整理し、母子保健情報として常時活用できるものを用意する
 (特記事項) ・市町村と医療機関における委託契約の効率的実施

- [事業名] 三歳児健康診査
 (方向) 市町村へ移譲
 (課題) ・これまで未委託の3市町のマンパワー確保、事業実施上の支援
 (具体策) 統計、事業実績等母子保健情報としての整理
 (特記事項) 現行実施レベルの確保

- [事業名] 父母のための思春期教室
 (方向) 市町村へ移譲
 (課題) ・市町村教育委員会との連携
 ・市町村ごとの実情に応じたプログラムの構成
 (具体策) ・思春期体験学習等とも関連した系統的事業として市町村が計画実施する
 (特記事項) ・保健所管内での事例検討、関係機関の情報交換等は、母子子保健推進会議において保健所が実施するものとする

考 察：

平成9年度からの母子保健事業が、市町村及び保健所において有効に機能するためには、どのような事業構築が求められているのかを論点に検討した。

検討の結果は上記のように、保健所機能の整備強化に向けた事業の再構築となったが、検討の過程で改めて確認された主な点は、次のようなものであった。

①住民のために有効な事業であるかどうかの確認

②有効な事業を構築するための方策

③事業をより有効に展開するための方策

①については、それぞれの地域に、さまざまな生活背景を持ちながら暮らしている、生活者としての住民にとって本当に有効と言える事業が構築出来るのかをまず考える必要があるということ。

②は各市町村における事業の構築については、“すべての子どもたちが健康で明るく暮らせるように、こうしていこう”という観点に立った総合的な保健計画に基づいた母子保健計画を基盤とする必要がある、町の行政全体で議論を重ねる過

程を経た上で構築すべきものであると考える。

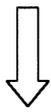
③については、既に論議されていることではあるが、関係者が住民サービスにとって有効な情報を共有し、相互の専門的知恵を出し合っ、有機的な連携を図る中で、事業を展開していくことが必要であると考ええる。

単独の職種、職場で担えるサービスには限界があり、市町村、保健所は勿論、教育、福祉等の関係者の連携が、有効な事業推進には不可欠である。

今回は、主に保健所と市町村の役割分担を中心に、保健所の機能強化策についての検討を行ったが、今後さらに保健所が広域的なサービスをカバーし、専門的、技術的機能を充実していくためには、市町村はもとより、学校やボランティアグループ、住民組織、福祉サイド等との連携を密にすることにより、地域保健に関する総合調整機能を持てるような組織としていく必要がある。そのための情報収集やその情報の解析・評価を適切に行うことが極めて重要であるため、平成9年度にはこれらの方策について、さらに具体的な検討を行うこととしている。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要 約:

山梨県では、三歳児健康診査や母子の学級活動等、住民に身近な基本的サービスは市町村が主体となった実施体制が推進されてきた。特に、三歳児健康診査は、昭和 48 年から市町村に委託し、平成 8 年度は、64 市町村中 61 市町村が受託実施している状況にあり妊婦から乳幼児までの一貫した母子保健の健康管理体制が定着している。

こうした中で、平成 9 年度からの母子保健事業においては、比較的スムーズに市町村への移譲が行われると思われるため、市町村での効果的な事業実施に向けた体制整備の一貫として保健所にどのような機能が必要であるか等、本県における対策について平成 6 年から検討を進めてきた。

(平成 6 年度)

・市町村母子保健事業を効果的に推進するための体制整備の一貫として、保健所にどのような機能を整備すべきかを検討し、次の(1)～(3)を事業化した。

(1)障害や慢性疾患をもつ子供等の専門的総合的相談

(2)母子保健関係者による連絡会議と研修

(3)情報提供サービス

(平成 7 年度)

・移譲後の市町村事業の予定を調査するとともに、これに伴う課題についてを検討。この調査により、基本的な母子保健事業は、既に市町村実施が定着していることが確認された。課題としては、次の(1)～(4)があげられた。

(1)基盤整備(マンパワーの確保、活動拠点、事務処理、予算 等)

(2)事後フォローシステムの確立

(3)市町村母子保健計画と情報管理

(4)保健所機能の整備強化 等

上記 2 か年の検討結果を踏まえ、今年度は、本県の母子保健事業の効率的実施に向けての体制整備について検討を行った。